

外国人創業活動促進事業に関するQ & A

1. 「外国人創業活動促進事業」の仕組みについて

質問1 どのような人が利用できますか？

(回答1)

この事業（制度）は、国家戦略特区における外国人起業家の受入れを促進するために特例的に認められたものです。原則として、愛知県内で新たに事業を始めるために新規に入国する外国人の方が利用できます（既に他の在留資格をもって在留している方が、本事業を利用して在留資格を変更することは原則として認められません）。

質問2 この制度のメリットは何ですか？また、入国管理局で付与される通常の在留資格と何が違うのですか？

(回答2)

この制度は、「経営・管理」の在留資格の特例として設けられました。通常、この資格の認定を受けるためには、上陸時に、「事業所の確保」とともに、「2人以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の投資」等の基準（上陸審査基準）を満たす必要がありますが、国家戦略特区内では、地方自治体による創業活動計画の審査・確認がなされた場合には、これら基準を上陸後6月以内に満たせばよい（6月猶予）とするものです。

通常の在留資格の手続は入国管理局で行われますが、この制度では、まず、愛知県で「創業活動確認」を受けた後、愛知県が発行する「創業活動確認証明書」（及びその他資料）をもって名古屋入国管理局に申請するという2段階のステップが必要となります。

すでに、「経営・管理」に係る要件を満たしているとお考えの場合は、直接、名古屋入国管理局で手続を受けられることをお勧めします。近い将来、愛知県内で事業を開始することをお考えで、6月以内にその準備が完了する見込みがあれば、この制度を利用して、愛知県内で創業活動に取り組んでいただければと思います。

質問3 私はすでに他の在留資格を持っていますが、新たに創業する予定です。この制度を利用することはできますか？

(回答3)

原則として、利用できません。

質問4 愛知県から「創業活動確認証明書」をもらえば、必ず「経営・管理」の在留資格を受けることができますか？

(回答4)

愛知県が発行した「創業活動確認証明書」は、名古屋入国管理局における審査に当たっての重要資料になりますが、証明書があるからといって確実に認定を受けられるとは限りません。

質問5 「創業活動」のどのような点を確認するのですか？創業活動確認がもらえない場合もあるのですか？

(回答5)

申請された創業活動計画書等は、当該創業活動が愛知県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、事業の計画が適正かつ確実なものであるか、一定以上の事業規模が見込まれるか、当該創業活動の結果、6月以内に愛知県内に事業所を有することが見込まれるか（国家戦略特別区域法施行令第18条第1号イからニ）を、専門家の意見を聴いた上で確認します。

「事業の計画が適正かつ確実」とは、事業に実現性があり、当該事業が継続的・安定的に営まれる可能性が十分に認められることを指していますので、提出する創業活動計画書、あるいは添付書類には以下のような内容を分かりやすく盛り込んでいただく必要があります。提出書類等から実現性等が十分であると認められない場合は、「創業活動確認」を行うことはできません。

- ・どのような事業を行うか？【事業内容】
- ・どこで事業を行うか？【事業実施地域】
- ・どこに事業所を開設するか？【開設場所】
- ・どのような準備、活動を経て事業を始めるか？【事業開始までの具体的計画】
- ・事業を始めるまで（創業活動）にどの程度の資金を要するか？その資金をどうやって調達するか？【創業活動資金】
- ・(会社を設立する場合は) だれが法人の役員となり、どのような役割を担うか？
【法人役員】
- ・どの程度の規模の事業を行うか？【事業規模】
- ・事業を始めるまで（創業活動）の期間の住居は確保されているか？生活するための資金は足りているか？【居住地、生活資金】

質問6 現在は海外に住んでいます。将来、来日することを考えていますが、申請できますか？

(回答6)

申請することは可能です。申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方(★)が提出先へ持参してください。

郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

< (★) 持参いただける方 >

① 申請人本人

② 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して名古屋入国管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、国内の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

※ ②の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

また、この制度は6月の滞在期間中に愛知県内で創業活動を行い、一定の要件を満たす事業を開始することをお考えの人を対象とし、その計画の蓋然性が十分に高い方について「創業活動確認」を行うものです。愛知県内での創業活動が十分に見込まれないと考えられる場合は「創業活動確認」ができない場合もあります。

質問7 現在は愛知県外（国内）に住んでいます。この制度に申請できますか？
現在は愛知県内に住んでいます。近日中に県外に転居する予定です。それでも申請できますか？

(回答7)

申請人の現住所に制限はありませんが、他の在留資格をお持ちの場合は原則として申請できません（質問3参照）。

また、6月の創業活動は愛知県内で行い、新たに設ける事業所も愛知県内に開設していただく必要がありますので、創業活動期間に愛知県内で活動を行うことに適しない地域にお住いの場合は、創業活動計画の「創業活動確認」が困難になると考えられます。

質問 8 私は愛知県内に住み、事業所は愛知県外に設ける予定です。この制度を利用できますか？

(回答 8)

この制度は、愛知県内で創業活動を行い、将来、愛知県内に事業所を設けて事業を始める外国人の方を対象としておりますので、申請されても「創業活動確認」の対象とはなりません。

質問 9 私は現在ホテルに短期滞在しています。申請書の住所には何を記入すればよろしいですか？

(回答 9)

申請書の住所には、創業活動確認証明書の交付、さらには、6月の在留期間中に連絡がとれる居所を記入していただく必要があります。申請後、在留期間の終了までの間にやむを得ず住所を変更される場合は、連絡先を申請書類の提出先に通知し、提出先からいつでも連絡できる状態にしてください。

質問 10 自分では創業しない（事業に携わらない）予定ですが、家族（親族）が愛知県内で創業する予定です。私も申請できますか？

(回答 10)

本制度は新たにご自身で事業を始める方（経営者、経営幹部等）を対象としますので、それ以外の家族等は申請人に含まれません。また、ご家族等が従業員としてお勤めになる予定であっても、対象とはなりません。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので、名古屋入国管理局にご相談されることをお勧めします。

質問 11 知人のやっている会社を引き継いで経営する予定です。私もこの制度を利用できますか？

(回答 11)

本制度は新たに事業を始める外国人を対象としておりますので、対象外となります。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので、名古屋入国管理局にご相談されることをお勧めします。

質問 1 2 2人以上で共同創業する予定です。どのように申請すればよろしいですか？

(回答 1 2)

在留資格の認定は個別に行われます。一人一人申請書等を作成の上、提出してください。2人以上の共同経営で事業を始められる場合、創業活動計画書の「2 事業の概要」～「4 開業時の資金計画」等は同一の内容になるかと思われませんが、それぞれが申請関係書類を作成の上で申請していただく必要があります。

質問 1 3 2人以上で創業する予定ですが、経営に携わるのは私だけで、他の人は従業員として勤める予定です。どのように申請すればよろしいですか？

(回答 1 3)

本制度は、在留資格「経営・管理」のうち「経営」を対象としています。つまり、新たにご自身で（経営者として）事業を始める外国人を対象としておりますので、創業メンバーであっても、従業員等は対象外となります。「経営に携わる」かどうかは、事業への出資（比率）、事業における役割等で実質的に判断されます。

従って、経営に携わる方のみが申請をしてください。

質問 1 4 「創業活動確認証明書」に有効期間はありますか？

(回答 1 4)

有効期間は3月です。有効期間内に所定の添付資料とともに、名古屋入国管理局に提出し、在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。

2. 申請手続について

質問15 申請書はどこで入手できますか？また、どこに提出すればよろしいですか？

(回答15)

申請書類は、「愛知県のホームページ」からダウンロードできます。また、以下の場所でも入手できます。

愛知県産業労働部中小企業金融課

(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎7階)

申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方(★)が開庁時間内(午前8時45分～午後5時30分(土日、祝日、年末年始は休み))に「愛知県産業労働部中小企業金融課」へ持参してください。

郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

<(★)持参いただける方>

① 申請人本人

② 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由して名古屋入国管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、国内の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者(法人である場合にあっては、その職員)であること。

※ ②の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

質問16 申請してから回答が来るまでどのくらいかかりますか？

(回答16)

必要書類が不備なく揃っていれば、2週間程度で回答できる見込みです。しかし、書類不備の場合、追加で証明書類等が必要な場合、あるいは、多くの申請が集中した場合などには、さらに時間がかかることもあります。また、在留資格を得るためには、愛知県が発行する「創業活動確認証明書」に必要な書類を添えて、名古屋入国管理局で所定の手続を完了する必要があります。名古屋入国管理局での手続にも一定の期間がかかります。

質問 17 申請書を提出した後に、住所（あるいは連絡先）、事業内容等を変更することにしました。どうすればよろしいですか？

（回答 17）

住所（連絡先）や事業内容等の変更については、至急、申請書類の提出先にご連絡の上、「変更届出書」とともに、変更した事実がわかる書類をご提出ください。事業内容等の変更については、6月の間に行われる進捗状況確認の際にご説明ください。

質問 18 結果はどのように連絡してもらえますか？「創業活動確認証明書」はどこでもらえますか？また、「創業活動確認」されない場合は理由を教えてくださいませんか？

（回答 18）

創業活動確認の申請が適切で、国家戦略特別区域法施行令第18条第1号イからニまでに定める要件（以下「当該要件」）をすべて満たしていると認められるときは、「創業活動確認証明書」の交付を行います。担当者から交付手続の連絡を受けた方は、以下の交付場所へお越しください。

郵送による交付は行っておりませんので、ご注意ください。

<交付場所>愛知県産業労働部中小企業金融課

（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎7階）

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、「創業活動確認結果通知書」の交付（郵送）により、創業活動確認証明書の発行に至らなかったことを通知します。理由は特に開示されません。

3. 創業活動計画書等の記入について

質問19 記入の仕方がよく分からないのですが、どこへ行けば教えてもらえますか？

(回答19)

愛知県産業労働部中小企業金融課において、ご質問等にお答えしています。ただし日本語での対応になります。

質問20 いただいた書類では記入スペースが足りないのですが、どうすればよろしいですか？

(回答20)

書式をダウンロードされる場合は、スペースを広げて（行を挿入して）使っていて結構です。配布している紙に書き込まれる場合は、適宜、紙を添付して必要な内容を記載してください。

質問21 書類は自分の国の言語で記入することができますか？ 添付書類（原本）が日本語でない場合、日本語訳をつける必要がありますか？

(回答21)

申請書等はすべて日本語でご記入ください。お名前はアルファベット、漢字又は仮名（ひらがな、カタカナ）表記をお願いします。日本語以外の資料（証明書の写し等）を提出される場合は、日本語訳を添付してください。

質問22 これから行う事業の全体像が固まっていません。記入できないところは空欄のままでよろしいですか？

(回答22)

創業活動計画書には、ある程度の裏付けをもって、今後実現、実施することが可能な内容を記述していただきます。実現可能性がない、あるいは可能性がかなり低いものは記入しないでください。どうしても記入できない項目は空欄でも結構ですが、計画書の記載内容をもって蓋然性があるかどうかを判断しますので、空欄が多くなる場合は、時間をかけて事業計画を熟考された後に申請されることをお勧めします。

質問 2 3 創業活動計画書（様式第 1 号の 2）の「1 申請人の概要（2）事業における申請人の役職・役割」にはどのようなことを書けばよいのですか？

（回答 2 3）

実質的に一人で創業される場合（100%出資の場合等）は、「代表取締役」「経営全般」、「代表者として事業全体を統括する」といった記述になるかと思います。他の外国人と共同で創業（申請）される場合、あるいは、他に日本人経営者がいる場合などは、事業におけるご自身の具体的な役割、例えば、「営業担当副社長として〇〇地域への販売に責任を持つ」、「取締役として〇〇プロジェクトの企画、開発、生産を統括する」、「財務責任者として資金調達、財務管理を担当する」といった説明をお願いします。

質問 2 4 創業活動計画書（様式第 1 号の 2）の「1 申請人の概要（3）創業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など」に記述する内容が思いつきません。どのようなことを書けばよいのですか？

（回答 2 4）

創業活動計画書の確認においては、申請人が創業活動を経て実際に要件を満たす規模の事業を始めることが可能か、その蓋然性に主眼をおいた評価を行います。これから始めようとする事業に有利に働く資格、経験、技能等をお持ちの場合は蓋然性が高まると考えられます。国家資格等の他にも、例えば、「大学で〇〇を専攻し、特に、〇〇の研究を重ねた」、「〇〇業界の大手企業〇〇、●●等に◆◆商品の販路を開拓した」といった経歴も記載すれば有効かと思われます。また、これから始めようとする事業が、愛知県国家戦略特別区域の区域方針にもある「成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。」ことにつながることも重要な要素です。

質問 2 5 創業活動計画書（様式第 1 号の 2）の「1 申請人の概要（5）創業の予定」で、私は会社を作らないで事業を始める予定です。「ア 開業予定日」や「オ 資本金・出資総額（又は自己資金）」には何を記入すればよろしいですか？

（回答 2 5）

一般に、株式会社等の法人で事業を始める場合は法人の設立登記日、法人を作らずに個人事業で始める場合は（税務署に提出する）開業届に記載された開業日をもって開業日とします。また、初めて売上を計上した日をもって開業とする考え方もあります。個人事業主の場合は、資本金に替えて、事業を始めるために特に用意された事業資金の額を自己資金の欄に記入してください。

質問26 私は、日本に来て間もないので、創業活動計画書（様式第1号の2）の「2 事業の概要」で要求されている、販売先、販売単価、原価の内訳などについて、具体的に内容、金額（レベル）が思いつきません。どうすればよろしいですか？

（回答26）

新たに事業を始める際には、多くの資金、多大な労力が必要になるとともに、失敗のリスクも小さくはありません。ご自分が得意とする分野で十分な見識を持ち、具体的な事業のイメージが確立されてから申請されることをお勧めします。

質問27 創業活動計画書（様式第1号の2）の「2 事業の概要（5）収益を上げることが可能な理由」に関して、私は収益を目的として事業を行うつもりではありませんので回答が思いつきません。どうすればよろしいですか？

（回答27）

収益が上がらなくても、愛知県の“産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点化推進”に貢献する事業であれば「創業活動確認」の対象となる可能性もありますが、一般には、ある程度の規模を維持するための収益を上げられる蓋然性が認められないと「創業活動確認」されないとお考えください。収益事業以外の事業をお考えでしたら、他の在留資格の申請等も含めて、名古屋入国管理局と相談されることをお勧めします。

質問28 将来どのくらい売上が上がるか、どのくらい費用がかかるかよく分かりません。「3 利益計画」（様式第1号の2）はどうやって書けばよいのですか？また、売上や費用の内訳はどのような科目を入れればよいのですか？

（回答28）

将来の売上や費用を予想することは難しいかと思えます。しかし、事業の持続可能性を判断し、質問5に記載した「創業活動確認」のポイントをチェックするためには不可欠なものですので、ある程度の根拠を踏まえて、想定している事業や顧客の性質（例えば、平均単価、顧客数）に即した数字を入れてください。売上や費用の内訳は代表的なもの（金額が大きいもの、事業の特性を示すものなど）をご記入いただき、それ以外は「その他」として、まとめていただいで結構です。一般には、売上は製品、サービスの種類、あるいは販売先ごとに内訳を出すことが多く、売上原価には材料費、外注費、労務費（生産を担当する人の人件費）、販売費及び一般管理費には、人件費（間接部門の人件費）、家賃や賃借料、販売関係費用（広告費、通信費、旅費、送料等）等があります。営業損益から、支払利子、特別損失、法人税等を差し引くと税引後当期損益が出ます。

質問29 「4 開業時の資金計画」(様式第1号の2)には何を書けばよいのですか? 「3 利益計画」(様式第1号の2)と何が違うのですか?

(回答29)

一般には、資金計画は事業に要する資金をどのように調達・運用するかを示すもの、利益計画は売上から費用を差し引いてどれだけ利益(損失)が出るかを示すものです。特に「4 開業時の資金計画」では、6月の準備(創業活動)を踏まえて、開業する際に必要となる資金とその調達方法・返済方法を記入していただくことで、申請人が在留資格の要件を満たす規模の事業を始める蓋然性を評価する資料となります。

必要な資金としては、例えば店舗の保証金や内装工事費、機械装置や器具備品などの設備資金と仕入や経費の支払代金などの運転資金を、調達の方法としては、自己資金のほか、銀行等金融機関からの借入れや親族等からの借入れなどを記入し、必要な資金と調達の方法のそれぞれの合計額が一致するように作成してください。

質問30 本制度で認められた6月の間に日本で働いて、事業を始めるために必要な資金を貯めるつもりです。その場合でも資金の調達方法等を記述する必要がありますか?

(回答30)

この制度で認められる6月の在留期間は創業活動を行っていただくためのものであり、就労を行うこと(資格外活動)は原則として認められません。6月の生活及び創業活動に必要な資金があらかじめ確保されていない場合は、「創業活動確認」が困難になると考えられます。

質問31 「3 創業活動の工程表」(様式第1号の3)は漠然としていて何を書けばよいのかよく分かりません。記入する上でのポイントは何ですか?

(回答31)

法人設立等の事務的手続き(定款作成、資本金払込、設立登記、許認可取得等)、経営幹部や従業員の雇入れ、製品やサービスの準備、販売先や取引先との関係作り、資金手当てなどの面で、事業を開始するまでにやるべきことを、段階を追って整理して記入してください。質問5に記載した「創業活動確認」のポイントが分かるように留意してください。特に、各段階でどの程度の資金が必要であり、どうやって手当てするか、現実に即した内容を記入していただく必要があります。

質問32 私は、すぐにでも開業する予定です。その場合でも「3 創業活動の工程表」（様式第1号の3）に6月分の予定を書く必要がありますか？

（回答32）

その場合、開業後については、開始した事業の事業展開（販売活動、生産活動等）、売上や資金調達等の計画についてご記入ください。

4. その他

質問33 私はこれまで印章を使ったことがありません。日本では私の名前の印章を作るには時間がかかると思いますが、書類には必ず押印しなければなりませんか？

(回答33)

印章を使う習慣のない国等のご出身や印章の入手が困難な方は、印章に代えて署名（サイン）を使うこともできます。原則として、署名は旅券（パスポート）と同じものをお使いください。

質問34 「申請人の上陸後6月間の住居を明らかにする書類」（様式第1号）とは具体的にはどのようなものですか？

(回答34)

賃貸住宅のご利用をお考えの場合は、賃貸借契約書あるいは賃借申込書など、長期滞在者用宿泊施設等をお考えの場合は当該施設との宿泊予約を証明するもの、知人等宅への滞在についてはその知人等が作られた滞在を認める書類及びその知人等の居住を証する書類（賃貸借契約書等）などを指します。賃借料等が必要な場合は6月分以上の支払いが可能であることを証する書類（預金の残高証明）も必要です。

質問35 「その他愛知県知事が必要と認める書類」（様式第1号）とは具体的にはどのようなものですか？

(回答35)

「創業活動確認」をするために有効となる資料があれば添付してください。これから開始する事業（会社）のパンフレット、製品（サービス）説明書、（潜在）顧客との契約書、ご自身の経歴や業績を証明する資料、事業資金（生活資金）が確保されていることを証明する資料、などが考えられます。

質問36 本制度で6月の在留資格を受けた後も創業活動計画の進捗状況の確認を受けることとなっていますが、具体的にはどのようなことを確認されるのですか？

(回答36)

愛知県知事は、2月に1回以上の頻度で創業活動計画の進捗状況を確認することとなっています。原則として、愛知県が進捗状況の確認を依頼した専門家が、事業所あるいはお住まいを訪問して、面談により創業活動の状況についてお話を伺うとともに、創業活動計画書に記載された計画と実際の活動状況を比較します。また、資金繰りの状況等を確認するため、預貯金通帳等の閲覧をお願いすることもあります。これらの調査については、創業活動確認の申請時に、協力する旨の同意が必要です。(※記名・押印又は署名した「誓約書」を提出していただきます。)

質問37 「履歴書」にはいつからの経歴を記入すればよろしいですか？学歴、職歴等が多すぎて入りきらない場合はどうすればよろしいですか？

(回答37)

記載内容については申請人にお任せしますが、新しく始められる事業、あるいは創業活動の蓋然性を評価できるような内容、例えば、学校での専攻・研究内容、お仕事での経験や業績等をご記入いただければと思います。スペースが足りない場合は、行を挿入したり、紙を追加していただいても結構です。

質問38 代理人に任せて申請手続を行ってもよろしいですか？

(回答38)

創業活動確認申請書、創業活動計画書等の書類は、申請人本人がご準備ください。また、申請時の提出書類は、以下に該当する方(☆)が代理人として持参していただくことも可能です。

郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

<(☆)持参いただける方>

弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して名古屋入国管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、国内の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者(法人である場合にあっては、その職員)であること。

※ 代理人が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

質問39 6月の在留期間満了を迎えたとき、どのような手続が必要ですか？

(回答39)

上陸後6月を超えて引き続き国内に在留し、事業の経営を行う場合には、本特例措置の適用を受けない外国人と同様に、名古屋入国管理局において在留期間の更新に係る手続を行ってください。なお、6月の在留期間中、創業活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国することになります。帰国旅費(本国までの片道航空券相当)については、事業資金とは別に確保してください。